

鳥取県災害医療コーディネーター設置要綱

(設置)

第1条 鳥取県災害対策本部が設置される大規模な地震及び風水害等による災害が発生した場合において、医療救護活動が迅速かつ的確に実施されるよう調整等を行うため、鳥取県医療救護対策本部（以下「県医療救護本部」という。）のもとに、鳥取県災害医療コーディネーター（以下「県災害医療コーディネーター」という。）を置く。

(推薦)

第2条 別表に定める災害医療関係機関の長は、知事から県災害医療コーディネーターの推薦の依頼を受けたときは、鳥取県の医療の現状に精通し、県内外の関係機関との調整等を円滑に行うことができる者を、鳥取県災害医療コーディネーター推薦書（様式第1号）により、推薦するものとする。

(委嘱)

第3条 知事は、前条の規定により推薦された者を、県災害医療コーディネーターとして委嘱し、これを登録する。

(任期)

第4条 県災害医療コーディネーターの任期は1年とする。ただし、補欠又は増員により委嘱された県災害医療コーディネーターの任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 知事が必要と認めるときは、再任されることができる。

(招集・活動場所等)

第5条 県医療救護本部の長（福祉保健部長）は、県災害医療コーディネーターの招集時期を判断し招集する。

2 県災害医療コーディネーターは、県医療救護本部を活動場所とする。

(業務等)

第6条 県災害医療コーディネーターは、災害時に、鳥取県災害医療活動指針に定める県災害医療コーディネーターチームにおいて、次の業務を行う。

- (1) 県医療救護本部等に対する災害医療体制の確保についての助言
- (2) 県内外の医療救護班等の派遣調整及び要請受け入れ並びに支援
- (3) 被災地域内及び広域搬送の調整
- (4) その他、災害時における医療提供体制の確保に関すること

2 県災害医療コーディネーターは、前項各号の業務を行えないときは、県医療救護本部の長（福祉保健部長）にその旨の報告を行う。

3 県医療救護本部の長（福祉保健部長）は、県災害医療コーディネーターによる調整等の必要がなくなったときは、県災害医療コーディネーターに対する活動の要請を解除するものとする。

(秘密を守る義務)

第7条 県災害医療コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第8条 県災害医療コーディネーターに関する事務は、福祉保健部健康医療局医療政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、県災害医療コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

別表

<災害医療関係機関>

鳥取県医師会、鳥取県歯科医師会、鳥取県薬剤師会、鳥取県看護協会

日本赤十字社鳥取県支部、鳥取大学医学部附属病院、基幹災害拠点病院(県立中央病院)